

1 対象事業所		2 補助基準額（※1）	3 対象経費	4 補助率
1	障がい児 入所施設	福祉型障がい児入所施設	100,000円 (1事業所あたり)	障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費 ※ただし以下の経費は除く。 ・他の補助事業の対象となる経費 ・施設整備を目的とする経費（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。） ・既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕(取り外しを含む。)の経費
2		医療型障がい児入所施設		
3	障がい児 通所支援事業所	児童発達支援 (※2)		
4		医療型児童発達支援		
5		放課後等デイサービス		
6		居宅訪問型児童発達支援		
7		保育所等訪問支援		
8	障がい児 相談支援事業所	障がい児相談支援		

※1 同一敷地内で複数の事業所を運営している場合は、1事業所として取り扱う。

※2 児童発達支援センターを含む。